

注：各制度とも変更やその他の条件等がある場合もあります。詳しくは、各担当窓口へお問合せください。

		受付日時	場所	電話・FAX	内容		委託相談支援事業所		
障がい福祉相談センター(きらりあ)		月～金曜日(祝・休日を除く) 9時から17時まで	山崎本社 みんなのあいプラザ3階	電話(0829)20-0224 FAX(0829)20-0225	身体・精神障がいに関する相談	相談支援事業所あおぞら			
					児童・知的障がいに関する相談	相談支援事業所くさのみ			
					発達障がいに関する相談	広島学びのサポートセンター			
種 類	内 容		対 象 要 件		そ の 他		窓 口		
				障がいの程度	18歳未満以上				
自立支援医療(精神通院)	精神疾患(てんかんを含む)で継続的に通院する場合の医療費を給付(※手帳所持を要件としない)				○	○	・精神科治療、デイケア、訪問看護にかかる費用が対象 ・それぞれ指定された医療機関・薬局、訪問看護事業所等を利用したときに対象となる。	・障害福祉課	
重度心身障害者(精神)医療費助成制度	一定の障がいのある方に通院されたときの医療費を助成			1級		○	○	自立支援医療(精神通院)受給者 受給者本人、扶養義務者および配偶者の所得制限あり 1医療機関ごとに1日200円の自己負担(通院月4日まで→通院月5日以降は自己負担なし)	・障害福祉課
後期高齢者医療制度の障害認定	65歳以上75歳未満の一定の障がいのある方が障害認定を受けて、後期高齢者医療制度に加入できる			1・2級				・所得状況によって医療機関等での窓口負担の割合が低くなる場合あり。	・保険課医療年金係
障害福祉サービス等	自立や社会参加のために、必要なサービスを提供します。(居宅介護、短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所給付、地域生活支援事業)					○	○	・原則、1割自己負担。負担上限月額あり。 ・介護保険(65歳以上、40歳以上の特定疾病)優先。	・障害福祉課
国民年金(障害基礎年金)	傷病等によって、一定程度の障がいの状態になった人に対して支給						20歳以上	・令和8年度 1級：年額 1,059,125円 2級：年額 847,300円 ・場合によっては所得による支給制限あり	・広島西年金事務所 TEL：(082)535-1505 ・保険課医療年金係
障害厚生年金(障害共済年金)	厚生年金等加入中の傷病等によって、一定程度の障がいの状態になった人に対して支給		※年金の障害等級は、手帳の等級とは基準が異なります。			○	○	・年金額は給料の額等によって算定 ・年金給付がない場合も、障害手当金等、一時金の給付がある場合があり。	・広島西年金事務所 TEL：(082)535-1505 ・各共済組合
特別障害者手当	精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護(特別障害者手当の場合、特別の介護)を必要とする程度の障がいの状態にある者に支給(※手帳所持を要件としない)		目安として1級の一部		20歳以上			・所得制限あり ・施設入所を除く(特別障害者手当の場合、3か月以上入院も除く) ・特別障害者手当 月額30,450円 (原爆介護手当受給者は支給調整) ・障害児福祉手当 月額16,660円	・障害福祉課
障害児福祉手当					20歳未満				
特別児童扶養手当	身体若しくは精神に重度又は中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している保護者に支給(※手帳所持を要件としない)						20歳未満	・所得制限あり ・重度 月額58,450円 ・中度 月額38,930円 ・施設入所を除く	・障害福祉課
心身障害者扶養共済	保護者が死亡又は重度障がい者になった場合に、心身障がい者に年金が支給される共済への加入		永続的な障害のある人			○	○	・保護者が死亡・重度障がいになった場合、年金2万円/月・口を支給 ・加入時の保護者65歳未満 ・掛金額は加入時の年齢による	・障害福祉課
生活福祉資金の貸付	他の制度からの資金の融通が困難な世帯に対する必要に応じた無利子・低金利での貸付		全			○	○	・連帯保証人等条件あり	・社会福祉協議会 ・はつかいち生活支援センター
所得税・住民税・相続税算定上の控除			全			○	○	・特別障害者控除：1級の精神障害者 ・障害者控除：2・3級の精神障害者	【所得税(確定申告)・相続税】 廿日市税務署 TEL：(0829)32-1217 【所得税(年末調整)勤務先 【住民税】課税課
自動車税の減免	障がい者の生活の安定を図るため、所得税法等による税の軽減	本人が運転する場合	1級				○	・家族が運転する場合や家族の車を本人が運転する場合は、本人が通学、通院、通所、生業等のために使用する場合で同一生計者に限る。 ・納税通知書に記載されている発付日から60日以内に申請が必要(自動車税) ・新しい自動車を登録した日から60日以内に申請が必要(自動車取得税)	西部県税事務所廿日市分室 TEL：(0829)32-1181 FAX：(0829)32-2289 西部県税事務所税務庁舎 自動車税課 TEL：(082)232-7694
		同一生計者が運転する場合	1級			○			
軽自動車税の減免		本人が運転する場合	1級				○	・本人が所有する軽自動車等(手帳所持者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む) ・その他条件や重複障害の場合の繰上げ等あり。詳しくは個別に相談要。 ・納付期限までに申請が必要。	・課税課
		同一生計者が運転する場合	1級			○			
宮島訪問税の免除	宮島を訪問される際に課される宮島訪問税の免除		全			○	○	・フェリーの乗船券購入時に手帳の提示が必要	・各船会社 ・課税課
福祉タクシー助成	タクシーを利用する場合、年間36枚の範囲内で基本料金(500円限度)を助成		1・2級			○	○	・1乗車当たり、すべての人が複数枚使用可	・障害福祉課
宮島航路運賃助成	宮島航路を利用する場合、年間24枚を限度に共通乗船券を交付		1・2級			○	○	・宮島地域在住者に限る ・住民税非課税世帯に限る	・宮島支所市民福祉係
	JR	片道100kmを超える場合、普通乗車券が50%割引(第1種の人のが介護者と同伴の場合は距離制限なし) ※手帳に写真を貼付しており、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額(第一種または第二種)の記載が必要	全			○	○	・第1種の手帳所持者の方は介護者同伴の場合、介護者の普通乗車券、回数券・普通急行券・定期券も割引あり(小児定期券を除く) ・12歳未満の第2種の手帳所持者の方は介護者同伴の場合、介護者の定期券の割引あり(小児定期券を除く)	・JR各社
旅客運賃割引	バス・電車・アストラムライン	運賃が50%割引(第1種の人とは、場合によっては介護者の割引あり)	全			○	○	・降車時に手帳を提示 ・広電電車の場合は、第1種の人とは介護者2人まで無費	・各事業者
	・廿日市さくらバス ・佐伯さくらバス ・吉和さくらバス ・おおのハートバス	運賃を大人80円・小児40円に割引(場合によっては介護者の割引あり)	全			○	○	・降車時に手帳を提示	・交通政策課
	・佐伯デマンドバス	運賃を大人100円・小児50円に割引(場合によっては介護者の割引あり)	全			○	○	・降車時に手帳を提示	・交通政策課
	・吉和ほっとバス(巡回バス・デマンドカー)	運賃を大人80円・小児40円に割引(場合によっては介護者の割引あり)	全			○	○	・降車時に手帳を提示	・NPO法人ほっと吉和
	・国内定期航空路線旅客運賃	運賃の割引(場合によっては介護者1名の割引あり)	全			○	○	・手帳に写真を貼付していることが必要 ・満12歳以上 ・すべての航空会社が実施するわけではありません。詳細はご利用予定の航空会社にお問い合わせください。	・各航空会社
駐車禁止除外車標章交付	障がい者自ら運転する車又は同乗する車について、駐車禁止及び時間制限駐車区間規制の対象から除外		1級			○	○	・その他条件あり	廿日市警察署 TEL：(0829)31-0110 FAX：(0829)32-4529
思いやり駐車場利用証交付	障がいのある方、難病の方、高齢者、妊産婦などで、歩行や車の乗降が困難な方に、公共施設や商業施設等に設けられた「思いやり駐車場」の利用証の交付		1級			○	○	・左表に該当しない場合でも、診断書等により利用が必要と認められる場合があります。	・健康福祉総務課
公営住宅の優先入居	公営住宅等に入居を希望される際、当選率が2倍になるように抽選を行う		1・2級			○	○	・市営の場合、市内に住所又は勤務先があり(甲種住宅と特定公共賃貸住宅及び吉和定住促進住宅を除く)市町村の税及び使用料を滞納していないこと ・その他条件あり	・県営→広島県ビルメンテナンス協同組合 TEL：(0829)34-0140 ・市営→第一ビルサービス(廿日市営業所) TEL：(0829)34-1140
ふれあい収集	ごみ出しが困難な世帯に対し、自宅の玄関先でのごみ収集希望に応じて安否確認		1・2級			○	○	・世帯員が要件に該当する方のみで構成されている世帯が対象 ・親族や地域の協力を得ることができない場合 ・正しく分別されていない場合、取り残しとなります。	・循環型社会推進課
NHK放送受信料減免	全額免除		全			○	○	・手帳所持者がいる世帯で世帯構成員全員が市民税非課税の場合	・障害福祉課
	半額免除		1級			○	○	・手帳所持者が世帯主の場合に限る	
NTTふれあい案内(無料番号案内)	番号案内料を無料とするサービス		全			○	○	・0120-104-174に相談	・NTT各社
携帯電話基本使用料等割引	基本使用料・各種手数料等の割引		全			○	○	・割引率は事業者により異なる	・携帯電話各社
各種施設利用料割引	利用料・入場料等の割引		全			○	○	・サンテューリー・宮島水族館・安佐動物公園・広島平和記念資料館・スポーツ交流センターおりづる・映画館など	・各施設
はつかいち市民図書館資料の郵送貸出	来館して資料の貸出を受けるのが困難な人に対する郵送貸出		全			○	○	・送料は自己負担 ・精神障がい1・2級は送料無料	・はつかいち市民・大野・さいき図書館
はつかいちし安全・安心メール配信サービス	携帯電話やパソコンに災害情報などをメール配信するサービス		手帳を所持しなくても登録可			○	○	携帯電話またはパソコンの電子メールアドレスの事前登録が必要	・危機管理課
ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo!」	スマートフォンで必要な防災情報をリアルタイムで取得・確認することができるサービス		手帳を所持しなくても登録可			○	○	スマートフォンでアプリのダウンロード及び地点登録が必要	・危機管理課
避難行動要支援者避難支援制度	高齢や障がいなどで災害時に自力避難が難しい人の情報を、地域の自治組織や自主防災組織へ提供し、災害情報の伝達や避難の呼びかけなどの避難支援活動に役立てる制度		1級			○	○	・同意書を提出し、避難行動要支援者名簿への登録が必要	・健康福祉総務課
就労のための相談・支援機関	障がいのある人への職業能力訓練、就職の斡旋、就職後のフォロー等を支援する機関		全				○		・ハローワーク TEL(0829)32-8609 ・広島西障がい者就業・生活支援センター(もみじ) 電話：(0829)34-4717 FAX：(0829)34-4718
新マル優制度(預貯金等の非課税制度)	郵便局や金融機関等での非課税の預貯金等の利用		全			○	○	・利用上限額あり	・各金融機関

廿日市市役所 代表TEL：(0829)20-0001 FAX：(0829)32-1059							
障害福祉課障害福祉係 30-9152	障害福祉課自立支援係 30-9128	保険課国保係 30-9159	保険課医療年金係 30-9160	課税課 30-9113・30-9114	循環型社会推進課 30-9133	子育て応援室保健係 30-9188	健康福祉総務課 30-9150
交通政策課交通政策係 30-9178	住宅政策課住宅管理係 30-9177	危機管理課危機管理係 30-9102	佐伯支所市民生活・福祉係 72-1114	吉和支所市民生活・福祉係 77-2113	宮島支所市民福祉係 44-2001	大野支所市民窓口係 30-1004	大野支所健康福祉係 30-1006

廿日市市社会福祉協議会 TEL：(0829)20-0294 FAX：(0829)20-1616		はつかいち生活支援センター TEL：20-4080	吉和事務所 77-2883	大野事務所 55-3294	宮島事務所 44-2785	佐伯事務所 72-0868
広島西部こども家庭センター(知的障害者更生相談所) TEL：(082)254-0381 FAX：(082)256-5520		はつかいち市民図書館 20-0333		はつかいち市民大野図書館 54-1120	はつかいち市民さいき図書館 72-1011	